

第6回 西宮市総合計画審議会 第2部会 議事概要

開催日時	平成30年8月21日（火） 9時59分～12時15分
開催場所	西宮市職員会館 1階 大会議室
出席者	藤井委員、安藤委員、川東委員、徳久委員、根岸委員、石田委員、平野委員、水田委員
欠席者	倉石委員
事務局	清水政策局担当理事、楠本政策総括室長、四條政策推進課長、岩田政策総括室参事
施策分野 所管局	市民局、こども支援局、教育委員会、健康福祉局
傍聴者	なし
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 第5次総合計画 基本計画（原案）等について <ul style="list-style-type: none"> 13. 医療保険・年金・医療費助成 32. 地域防犯・交通安全・消費者安全（うち、地域防犯） 33. 住民自治・地域行政 16. 共生 <ul style="list-style-type: none"> 6. 子供・子育て支援 12. 生活支援 7. 学校教育 8. 青少年育成 <ul style="list-style-type: none"> 3 その他 4 開会
資料	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 内 容
部会長	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は次第の通り、13、32、33、16、6、12、7、8という項目で審議を進めるが、12番の生活支援は、前回、DVの審議を残したので最後に入っている。順番を私の判断で変えており、16番の次に12番を入れ、6、7、8は関連するので連続して最後にご審議いただきたい。 ・ 本日の部会委員の出席状況について事務局より報告をお願いする。 ・ 委員総数9名のうち、本日の出席委員数は8名で、半数以上の委員に出席いただいているので本会議は有効に成立している。 ・ 8項目あるので、1項目あたりの時間は短いが活発に審議いただきたい。
部会長 事務局	
部会長	
	<p>2 第5次総合計画 基本計画（原案）等について</p> <p>【13. 医療保険・年金・医療費助成】 （アクションプランP33～34について説明）</p>
事務局 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 34ページの②で「後期高齢者医療制度の丁寧な広報」と「高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施する」は、どのようにつながるのか説明していただきたい。 ・ 丁寧な広報と高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施は直接関連しない。 ・ アクションプランを読んだだけでは、高齢者の特性とは何か、それを踏まえた事業とはどういうことかが分からないので、もう少し丁寧に書いていただきたい。
市民局 委員	
	<p>【32. 地域防犯・交通安全・消費者安全（うち、地域防犯）】 （アクションプランP79～80について説明）</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラを、平成29年度から31年度にかけて市全体で300台設置する計画となっているが、事業の検証結果を踏まえ、32年度以降に設置を増やす計画はあるか。 ・ 名塩で何回か申請しているが、平成29年度で2台、今年度で1台が設置されるにとどまっている。北部は範囲が広くて設置場所の選定が難しいが、もう少し必要じゃないか。生瀬や山口地区の設置台数は南部と比べると少ないと思う。
市民局	
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラは、平成29年度から31年度の3カ年にかけて毎年100台ずつ合計300台を計画して設置を進めている。41小学校区の通学路を中心に設置している。 ・ 並行して効果を検証するが、具体的な効果検証方法は、警察等と相談して決める。防犯カメラの設置は何億円規模の初期投資が必要な上、6～7年でカメラを更新する必要があるので、その都度何億円という財源が必要となる。 ・ 防犯カメラの設置と並行して、人の目など地域防犯の支援も進めたい。現時点では、効果検証後、直ちに増やすという計画はない。 ・ 地域防犯の住民の取組はどうなっているか。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道171号の甲武橋や武庫川を渡る橋でひったくりが発生しているので、防犯カメラの設置は橋のあるところを優先したらどうか。市境の橋は多数あるので、必ずしも小学校区単位にとられることなく設置したらどうか。また、防犯灯の設置はどうなっているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの設置は、予算の関係等で限られてくるので、現時点で市内全部に付けるのは難しい。民間、事業者等を含めると市内に4500台以上の防犯カメラが設置されており、警察はそれらも活用していると聞いている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ その情報がアクションプランに載っていれば、市民も安心できるので書いていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年愛護協議会では、防犯カメラの所管課が地域防犯課であることを調べて連絡を取り、防犯カメラの情報について説明を受けた。補導連絡会未だに防犯カメラの情報を得ることができず、活動に支障を来しているので、防犯については地域防犯課と教育委員会が連携して取組を進め、関係団体等と情報を共有していただきたい
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラを付けるだけでなく、地域における自主的な防犯活動と連携するとともに、民間事業者が付けている防犯カメラを活用して地域の防犯力を高めるとい意見であるが、行政としてはどのように考えているか。
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な立場では警察と市が防犯活動を進めているが、防犯協会、青少年愛護協議会、青少年補導委員会など、防犯関係で関わりがある団体との連携を充実したいと考えている。自治会については後継者不足の問題があるが持続可能な取組となるよう、まずは市と警察と防犯協会が連携して地域それぞれの団体等の支援を進めたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラに頼ると監視社会になってしまうので、住民の見守る目と合わせて推進することが望ましい。
事務局	<p>【33. 住民自治・地域行政】 (アクションプランP81～82について説明)</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協のミッションは地域福祉の推進が第1番であり、アクションプランでこのように問題を捉え、取組内容を書きいただいていることに、市社協の立場から賛成する。 ・ 81ページの現状と課題で、支所機能や縦割り行政の見直しを含め地域行政の在り方について検討が必要であると書かれているが、そもそも行政は縦割りでないと効率的・機能的な仕事ができない。 ・ 縦割りは仕方がないが、効率的、機能的に運営するために情報共有や連携が必要である。 ・ 縦割りの弊害を克服し、地域課題を解決するために行政組織、区域等の見直しを検討すると書かれているが、縦割り行政の在り方の見直しと記載してはどうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所機能と縦割りを並列で並べていただきたいくない。支所機能をもっと充実していただきたい。 ・ 支所長の配置について、支所の重要さを認識していただき、幅を広げていた

委員	<p>だきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所は地域の課題を把握しており、本庁へ地域に関連すること等を提案するという働きを持ってほしい。支所管内の住民の思いであるので、書き方を考えていただきたい。 いまの意見は市の方針自体に関わる。今後、西宮市が自治体内の分権を進め、コミュニティーを重点化していくという方向に行くのであれば、支所機能の強化が求められる。 これまで、行政のリストラが進み、支所縮小という方向に向かっている自治体が多いが、地域ケアや地域包括支援を積極的に進め、コミュニティーを重視するのであれば、支所の在り方の見直しが課題となる。 地域ケアや7の学校教育のコミュニティースクールなど自治体内分権を進める方針が出ており、この施策はこれらと連動している。 担い手が重複し、担い手の負担が大きくなるので、どのようなコミュニティー単位を設定するのか工夫しないと、自治体内分権は進まない。しかし、その方針が、ここからは見えてこない。 81ページの一番下の項目は文章が長過ぎて分かりにくい。「公民館を残すことが地域の拠点施設を存続させることとしている」で切って、どうするのかという記述をつなぐ方が、主述の関係がはっきりして分かりやすい。
市民局	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市が地域分権について取り組み始めたのは28年度からであり、他の自治体に比べ遅れている。 方針を明確化することがまだできない状況であり、各地域の特性を生かしながら西宮市に合った地域自治をどのように形づくっていくか検討している。 コミュニティースクールの情報も、教育委員会との協議の場を設けながら話を進めていこうとしている。 いままで部署間の連携は十分ではなかったが、市民局にコミュニティ推進部などを設け、地域をテーマにしてさまざまな部局と情報共有しながら、将来を見据えた効果的な制度の設計等をしていきたいと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、市民館等の拠点施設の整備に地域格差があるので、拠点がいない地域をどうするか方針を示していただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> 既存の拠点の活用だけではなく、自治を高める上で、拠点をどのように地域で整備していくかという全体像が見えない。 拠点については共生型拠点や基本的な居場所づくりなどを含めた視野を持って書いているのか。
市民局	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設がない地域について、市の財政状況や施設総量を考えると新たに施設を増やすことは困難である。 公民館、市民館等の市民集会施設として使われている施設の方針について書いている。学校施設の活用も含めたさまざまな公的施設の有効活用の検討を進めている。施設を所管する部局と調整しながら学校施設の将来的な活用など今後の展開を決めたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区の区分図を見ると、教室が足りない地域もあるので、そういった点

<p>委員</p> <p>教育委員会</p>	<p>も踏まえながら考えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校側の合意を得ることが難しいので、学校施設を利用できなかった体験をしている。しかし、「学校教育法」7条で、学校の施設は社会教育に供しなければならないと明記されているので、学校施設の活用も含めた基本方針の策定に取り組んでいただきたい。 82ページの地域力の向上の「公民館における地域学習」とは何を指しているか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市の特徴ある取り組みとして公民館の推進委員会活動がある。地域から選ばれた7名の住民が地域の課題を見つけ、いろいろな分野の講座を開き、地域住民の学びの機会をつくっている。これを、地域自治の中に組み込んで、地域課題の解決のきっかけの部分などにできないかと考え、33番の住民自治に記載している。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> この推進会議は、昭和52年ぐらいにできた制度で、カルチャーセンターのような教養講座だけでなく、地域課題や生活課題を学習することを目的としている。そういう意味の地域学習ということを知った。
<p>委員</p> <p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金で各地域に建てている会館を、部分的にでも地域に開放するよう指導できないか。 今後の総合計画は、自治政策が基盤となり、福祉をはじめさまざまな施策に関連してくるので、自治政策をどのように書くかが重要である。 行政は法律行政なので、縦割りで法律を遵守する必要がある。地域が強いときは、それを地域が全部受け止めていたが、地域が弱くなったときは、その縦割りが地域を分断し、さらに地域力を弱めてしまうという反省が書かれている。 地域内分権は、生活行政に転換していく部分と、住民自治の自治力をどのように高めていくかという部分が重要である。地域内分権について28年度から検討を深めているようなので、ローカル・ガバナンスのあり方など理念を整理していただきたい。 教育と福祉のコミュニティーと一般のコミュニティー施策を、どのように絡めていくのかが問題であるが、その視点での記述が弱いという指摘があった。 まちづくりにおける自治の拠点については、住民側で、建物だけでなく運営も含めて重要視されている。まちづくりを高めていく、住民自治を高めていく拠点活用の在り方という視点で書いてほしいという指摘があった。
<p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>【16. 共生】 (アクションプランP41～42について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策名を共生としているが、ここの共生は概念が狭く、地域福祉や地域共生の視点がまったくない。共生ではなく人権ではないか。地域共生推進課や社協が地域共生館でやっている取組はここには関係していない。いまの西宮市の共生は地域行政のことなので、このタイトルには納得できない。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施策案の②男女共同参画の促進にLGBTの問題が出ていないが、一般的に

<p>市民局</p>	<p>は男女共同参画の中で触れられるのではないか。共生の中では、この課題は大きなウェイトを占める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L G B Tが課題になっているのは事実である。現状と課題の1点目に、性的マイノリティーへの偏見を人権課題として取り上げるべきだと考えている。 ・ 男女共同参画が中心になり、課題を整理して解決の方向性を見いだすことを考えている。L G B Tについての記載はここにはないが、男女共同参画プランを現在改訂しており、その中で大きな比重を占めると考えている。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状のところで性的マイノリティーのことが書かれているが、取組内容でも男女共同参画に記載が必要である。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性中心型労働慣行等の変革による男性の働き方や暮らし方の見直しと女性の活躍推進に努めるとある。これでは、性別役割分業を克服するという部分があり出ないので、性別役割分業の見直しと表現するほうが良い。 ・ ③の多文化共生のところで、今後、安倍政権による技能実習生の拡大等、外国人を国内に呼び込むという政策が増えると、学校教育の現場ではダブルバインドの問題が起きる。母語も日本語も両方しゃべれない子供たちが、これまで以上に出てくるので、子供の権利条約上、必ず自治体に対応しなければならない。 ・ 親も大事だが、子供の学習機会をどのように保障するかということも、政策課題として重要になる。学校教育のところになかったので、どこかに入らないか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深津中学校の外国人生徒に、ボランティアの通訳者がついたが、毎日ではなかったため、十分な支援となっていない。 ・ オーストラリアの学校には、多国籍の生徒用のクラスがあり、週何回かはそのクラスで授業を受けるというシステムがある。西宮市でも、外国人の生徒が増えるようであれば、同様のシステムを検討する必要がある。
<p>部会長 市民局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生の中で、障害福祉の「差別解消法」のことを記載しないのか。 ・ 人権推進部としては人権に係る啓発と研修に特化して取組んでいこうと考えている。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権にかかる取組のうち、それぞれの分野については、所管する部局の業務計画に委ねていこうと考えている。
<p>市民局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「差別解消法」というのは国際的な障害者の人権協約である。先の回答の人権は、どの範囲の人権か答えていただきたい。 ・ 普遍的な人権である。個々の人権だけではなく、一人一人の人間として共に歩いていく。共生というタイトルであるが、普遍的な人権が対象であり、その課題として取り上げている。 ・ 人権にかかる計画を現在改訂している。女性、子供、障害者、部落差別など、全ての人権課題について説明して、克服すべき課題であると認識している。個々の課題解決は、それぞれの部局に委ねるべきだと考えている。
<p>部会長 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する施策分野にもないので、人権の捉え方は再検討が必要である。 ・ 学生は、人権を狭義に捉え、他人事になってしまうところがある。誰かが生

<p>部会長</p>	<p>きにくい社会というのは、あなたも生きにくい社会であると男女共同参画のときに教えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰かが生きにくい社会には、高齢者や障害者や子供などの弱者を含め、生きやすい社会をつくるということが人権の最終的な課題の一つである。 ・ 西宮市で人権を積極的に捉えているのであれば、縦割りにとられることなく、人権とはどういうものなのかということ、最初の部分でも良いので、広い意味で捉えて、誰もが住みやすいまちを目指してはどうか。年齢、性別、国籍も関係ないという立場で臨む方が西宮市らしいのではないか。 ・ 住民自治や自治政策と共通した同根の施策で、こだわって議論しているので、検討していただきたい。
<p>事務局</p>	<p>【12. 生活支援】</p>
<p>事務局</p>	<p>(アクションプランP31～32について説明)</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③の身の安全の保持や一時保護は、行政がシェルターを設置し、DV被害者等に専門の担当者が対応しているのか。
<p>子ども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県内に1カ所、場所は非公表だが女性家庭センターがあり、市と県が連携してそちらで一時保護を行っている。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役所の中にはないのか。
<p>子ども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役所の中には西宮市配偶者暴力相談支援センターという相談窓口がある。場所は非公表であり、一時保護が必要な場合は県の施設へつないでいる。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者が役所の担当部署を回るのではなく、担当者が集まって被害者の相談を受けるようになっているか。
<p>子ども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのような体制を整えている。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV女性は多くの場合、子供を連れてシェルターに入る。母子生活支援施設に入る被害者は、経済的自立が難しいので、経済的自立を促す就労支援について書いてはどうか。
<p>子ども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にも母子生活支援施設があるので、そのような記載があった方が良いと考えている。
<p>事務局</p>	<p>【6. 子供・子育て支援】</p>
<p>部会長</p>	<p>(アクションプランP13～16について説明)</p>
<p>子ども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この施策は何歳から何歳までが対象か。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から18歳までが対象である。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8の青少年育成とも関連するので確認した。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この分野の専門である委員から意見をいただいているので、事務局から文書を皆さんに配布する。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日欠席の委員から提出いただいた意見書を配布した。既存施設の活用による地域福祉の基盤整備、効率的な人材育成と効用、その2点について意見をいただいた。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この意見書の提出について、本日委員は欠席しているので、これに関して何かあったときの議決権は有していないが、部会長の了承により意見を紹介させていただいた。今後のやり取りも含め会議録に記録させていただく。

部会長 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この意見書を見ながら、皆さんの意見を伺う。 ・ 13ページの育児経験が乏しい親という言葉は適切ではない。最初は誰も経験していない。経験が乏しいことよりも、子供をどう育てるかという親の自覚の問題である。 ・ この10年の計画の中で子供の数をどれほど見込むのか、施策の根本をどう考えていくのかを知りたい。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の子供を持つまで年少の子供に接したことがない親が増えているという調査結果を踏まえ、育児経験が乏しいと表現した。 ・ 子供の数について、0歳から5歳までの就学前の子供の数は平成18年から、西宮市でも減り続けている。28年度までは、過去5年間の減少幅が年260人程度だったが、去年から今年にかけて700人以上減少している。ある程度、急激に減少していくものと考えている。 ・ 地域によって減少幅に差があるので、地域ごとの状況を判断して対策を講じる必要があると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15ページの②の三つ目について、いずれの自治体も保育士不足に悩んでおり、保育士の確保が最優先課題となっているが、この間の保育政策を見る限り、保育士が物扱いされている。彼・彼女たちが生活者であるという視点が抜けている。アクションプランでも、保育士の確保に向けた支援、保育士が長く仕事を続ける仕組みなど、働かせようという文面が前面に出ており良くない。保育士のワークバランスの実現、目指す環境づくり・仕組みづくりなど、彼・彼女たちを保障する行政の取組を書いていただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15ページの一番下の二重丸、継続的なソーシャルワーク業務を行う子供家庭総合支援拠点の整備と書かれている。スクールソーシャルワーカーの役割が重要になってきているが、計画における位置づけが弱い。学校のソーシャルワーク機能の充実とこの施策はどのように関連させているか。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供家庭総合支援拠点は、正式には市区町村子供家庭総合支援拠点である。児童虐待件数が増え、児童相談所における相談件数が多くなっている。 ・ 国は児童相談所の強化を打ち出しているが、市区町村としても支援拠点を整備し、子供が安全に過ごせるまちを目指している。児童虐待においてソーシャルワーク業務は重要なので、学校とも連携していく。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困難にある子供の育成に対してソーシャルワーク機能が、虐待とともに必要だと思うが、そういったソーシャルワーク機能の記載はないのか。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供家庭総合支援拠点は児童虐待に特化した拠点ではあるが、貧困世帯、特定妊婦も対象になっている。虐待より広い範囲でソーシャルワーク機能を位置づけているが、そのように受け取りにくければ、表現を工夫させていただく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーク業務について、これを読んだだけでは何も読み取れないので、もう少し工夫して書いていただきたい。子供家庭総合支援拠点についても、もう少し詳しく書いていただきたい。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国では「子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する

	<p>る相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う」と定義しているので、これを踏まえ書き方を工夫させていただく。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 4番目に書かれている中高生の居場所づくりが求められている。社会福祉事業団が運営している児童館に中学生や高校生がたむろしている。勉強する子だけでなく、いろいろな子供の居場所を考えていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 22ページにも中高生の話が載っていないので、どこが適切かは分からないが書き込んでいただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> 6、7、8は関連するので議論を固めたが、はざまができる可能性があるので、6、7、8の整合性を協議していただく必要がある。はざまを確認するため、施策の対象年齢を聞いた。この点について、どこかに記載するという事によろしいか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政が手を差し伸べる施策に偏っているので、母親力を上げる取組が必要である。以前は高校で母になるための保育の授業があったが、いまは受験や勉強が優先され、子育てについて学ぶことがなくなり、子供に接するのは結婚して子供が生まれた時が初めてという状況である。 西宮市に、いいお母さんを育てる制度があればよいと思う。未熟じゃない親を育てることで子供の虐待が減り、子供に対する愛情が循環する環境を整えば良いと思う。
部会長 委員	<ul style="list-style-type: none"> 父親力も同様だと考える。 子供・子育て支援の説明が、子供一人一人が健やかに育ちと書いてあるが、安心して子供を産み、一人一人が健やかに育つまちとしてはどうか。
	<p>【7. 学校教育】</p>
事務局	<p>(アクションプランP17～20について説明)</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中高生の居場所や防災で体育館を有効に活用できないか。猛暑が続く中で体育をするために体育館にエアコンを付けるという計画が今後出てくるのであれば、1階を公民館、2階を体育館施設、屋上をプールとして整備し、1階の公民館施設に中高生の居場所をつくってはどうか。 姫路の中学校には、1階が公共の支所、2階が2階からしか入れない体育館になっている建物がある。西宮市でも公民館施設や児童センターが無い地域は体育館と同じ土地を利用して整備できるのではないか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティースクールなど地域と学校の協働の場において、学校ではなく、一般の人も入れるところに子供たちの居場所づくりをするような開放はどうか。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> 青少年施策は、こども支援局と教育委員会の両方が所管している。中高生が集える施設を整備している市が多いことを把握しており、西宮市にどのような施設が必要なのかを、他市の状況を見ながら検討している。 学校施設の活用は、教育委員会の学校の部局と協議が必要なので、ここで答は出せないが、今後の一つの方向として捉えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 文教都市西宮を掲げる中で、小中学生を対象にした全国の学力テストは、市

	<p>レベルのランキングは公表されていないことを承知しているが、西宮市はどのような位置にあるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の中で学力向上をもう少し前面に入れてほしい。文教都市西宮を標榜するのであれば常に全国でベスト10に入ってもらいたい。秋田県、石川県、富山県は小中学生の教育レベルを上げる施策を続け常にトップに立っている。西宮市も、小中学生の学力を上げるための施策を考え、ベスト10を目指すという目標を掲げてはどうか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策分野6、7、8の整合性は必要だが、ここで貧困家庭に対する学力の保障等が書かれていない理由はあるか。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力に課題のある子については状況に関わらず全てに関してトータルにサポートしていく立場を教育委員会は取っているので、貧困家庭に特化した記述はしていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が宿題を多く出そうとすると、塾の宿題があるから減らしてくれと親からクレームが出る。 ・ 市としてこれだけのことをするから塾は必要ないと言われれば、塾に行かせず、本当に子供に必要なことは何かという見極めをつけられる。 ・ 一定の所得があるのに塾に払うお金を稼ぐために、専業主婦がパートに出て、子供はレースに駆り出される。それが向いている子はいいが、やみくもにレースに駆り出され、ニートになってしまう子供が出てくる。保護者が安心できる市の政策があれば、自分の子を見極め、特色のある高校があればそこを目指すことができる。みんなが同じことをする必要はないということが分かる政策があればいいと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育に関して、親は消費者として行動し、他人を出し抜きたいという思いで行動するので、先ほどの塾に関する話題については、おそらく止めることはできない。 ・ 公教育が何を指すのかということ自体を考えた方がいい。教育格差の是正という言葉は入れてもいい。 ・ 都市には経済力の格差が出ている。政令市の中で大阪市が学力試験最下位になっているのは貧困地区が多数あるためである。 ・ 教育格差の是正というかたちで貧困家庭も確かな学力を身につけることが理想である。学習指導要領に書かれているように、西宮市としては、確かな学力の向上に向け教育格差の是正に努める、と一文を入れてはどうか。 ・ 中核市なので、県費負担教員に関しては研修程度しかできないが、いま教職員の問題に関しては、質の向上だけでなく、彼・彼女たちの負担の軽減が求められているので、18ページから20ページに続く、教職員の力量向上のところに負担軽減の話を書く方が時代的なニーズに即している。 ・ 19ページの③高等学校では、学習指導要領の改正でシチズンシップ教育が入ったので主権者教育と書いていると思う。選挙年齢が下がるという問題とも関係してくるが、本来的なシチズンシップ教育というのは、社会の仕組みを理解することであり、イギリスでは積極的にやられている。移民に対する相

<p>部会長</p> <p>こども支援局</p>	<p>互理解もシチズンシップ教育の中の人権の問題として入っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育、人権、市民教育も、どのように入れるのかという積極的な表記があってもいい。 ・ 文教都市西宮は、社会の構造を知り、社会を理解する子供たちを育てることが必要なので、シチズンシップ教育に関連する事項は、②の小中学校の教育の中にも入れてはどうか。 ・ ひとり親家庭が増えており、その半数が貧困家庭で、学校の教室だけでは対応できないという現実がある。家庭と地域と学校をつなぐ役割のスクールソーシャルワーカーを充実する検討が必要である。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困施策、学力向上については、7番の学校教育には記載はないが、6番の子供・子育て支援の取組内容④の一つ目で、生活保護世帯の子供や、経済的に厳しいひとり親家庭等の子供への教育や学びに関する支援、貧困の連鎖を断つための支援を充実させると記載している。 ・ 具体的には、生活保護世帯についても学習支援をしており、さらに今年度から、ひとり親家庭の子供の生活や学習支援事業ということで、児童扶養手当の全部支給世帯の中学3年生を対象とした学習支援を行っている。そういったところから貧困の連鎖を断ち切って高校への進学の後押しをしたい。そこから、さらに先へ進んで、より豊かな人生を歩んでいただくことを目指している。 ・ 選別的になると特別な子供になるので、一般教育の中で行われることが理想である。
<p>事務局 委員</p>	<p>【8. 青少年育成】 (アクションプランP21～22について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22ページの③放課後の児童育成で「子ども・子育て支援新制度基準を満たすよう留守家庭児童育成センターの整備を進める」となっているが、この新制度基準を満たす整備というのは、定員、スペース、児童一人当たりの面積基準のことを言っているのか。 ・ 「小学校の予備教室の利活用や他の手法についても検討する」とあるが、他の手法とは、施設整備の手法、運営の方法、運営主体も含めた手法のいずれか。
<p>こども支援局</p> <p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つ目の質問については、面積、定員も含めた基準を満たす整備の問題について記載している。 ・ 二つ目の質問の他の手法については、整備と運営それぞれあり、整備において、他に運営可能な市有地があれば、その市有地に施設を建てることを考えている。運営については、民設民営で事業者を募って待機解消に努めることを考えている。このような手法で待機解消につなげたい。 ・ 基準の具体的な内容を2、3点付け加えていただければ分かりやすくなる。 ・ 日本で一番多い学童保育は公設公営で4割以上を占めている。公設公営も含めて検討してほしい。民設民営は少数派である。 ・ 手法について研究するという記述が22ページと15ページにあるが、考えるの

	<p>ではなく、実行していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部門別計画の素案、西宮市子ども・子育て支援プランでは、施設整備に伴う指導員不足への対応が課題であると書かれているが、アクションプランでは指導員の確保、指導員の不足への対応が一言も触れられていない。 ・ 社協が留守家庭児童育成センターの大多数を運営しているが、最も困っているのは指導員の確保である。その点について市として考慮に入れていただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留守家庭児童センターの人材が集まらず大変であることは、学校教育の裏表であるが、発達障害のボーダーレスの子供たちや、一人親家庭、共働き家庭の子供の課題が留守家庭児童センターに集積されているということか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加配制度によって手厚く指導できる体制をとっているが、人材が集まりにくいのは勤務条件に問題がある。保育士と違って学童の指導員は勤務態勢がきっちりしないため、経済的な面で言えば、時給換算では安くないが、それだけでは生活できないため、人が集まらない。 ・ 資格の問題もある。資格については研究ないし情報もあるが、全部、運営主体に任されるので難しい。 ・ 公設公営であれば、人はもっと集まる。その点も含めて抜本的な検証が必要である。これらのことを総合計画に書くべきかどうかは分からないが、少なくとも計画に、手法について研究するという記述は不要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の数が激減している今、10年先のことを考える必要がある。アクションプランに指導者の確保を書き加えるかどうかを考える必要がある。 ・ 箱はいくらでもつくることできるし、空き教室の利用もできるが、それをつくると指導する人が要る。その指導者の確保が大変困難な状況にあることを、いま身に染みて感じている。 ・ 就労形態が2時から5時までとか、夏休みは毎日とか、非常に変則的である。給食の係と一緒に組み合わせて、給食の洗い物が終わった後に育成に行くなどの組み合わせで工夫してもらえないかと考えている。 ・ 将来的には20～30万円の月収を確保したいと考えているが、行政は認めないと思うので、いまの段階で何ができるかを考えていただきたい。 ・ 21ページの待機児童の対策や高学年の受け入れは、子ども・子育て支援新制度の基準にのっとった運営と書かれているが、実施主体はどこが担うのか、教えていただきたい。
こども支援局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体は市になるので、市が責任を持って待機児童対策も進めなければならないし、高学年児童の受け入れも推進しなければならない。子ども・子育て支援の新制度基準に早く合致させなければならない。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案の内容では箱物の整備のみに取り組むという誤解を与えるので、人材確保等も含めた運営ができるという記載が必要だという意見であった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童育成センターに限らず、保育、学童の数が足りないので、国としては規制緩和をして、株式会社に入れみたいという方向を示している。そうすると、人件費を削減して利潤を生み出すようになり、保育や教育の質の担保が壊滅的

<p>部会長</p> <p>委員</p>	<p>に崩される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が規制を緩めるのであれば、西宮市としては、いかに質を保障するかということ、どこかに書いていただきたい。文教都市と掲げるなら、西宮は西宮の基準をある程度保障するという内容である。教育や保育の水準を保障するようなかたちで施策を進めることを書いていただきたい。 ・ 施策分野 6、7、8 は、保育士、教員、留守家庭児童センターまで一貫して人材が課題に挙がっている。
<p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供・子育て支援の対象は18歳までと聞いたが、大学生は施策のはざまになる。一人でバイトをしながら頑張る大学生が、賃貸住宅を借りる際に支援が受けられず困っていた。はざまの子供たちのことは、どこにも載っていない。青少年育成に当てはまりそうだが、書かれていない。選挙権の年齢の引き下げによって変わってくるかもしれないが、今はこの年代の貧困への対応が弱い。
<p>部会長</p> <p>こども支援局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの自治体でも18歳、19歳の生活困窮の問題が大きい。住宅確保もその一例である。 ・ その問題は児童養育施設を18歳で退所しなければならないという点でも、市として認識しているが、どこが、どう担っていくのかについては明解に答えられない。
<p>部会長</p> <p>委員</p> <p>教育委員会</p> <p>部会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくともどこかに課題認識を書いていただきたい。これこそ縦割りで全部局が手を出さないけど抜け落ちているという問題である。 ・ 学校の用務員は、どこが所管しているのか。 ・ 用務員の研修等は教育委員会の人事部門が担っている。 ・ これで審議を終了致す。簡単におさらいをする。 ・ 医療保険は、あまり議論がなかったが、高齢者の特性を具体的に書いていただきたい。 ・ 32の地域防犯では、防犯カメラについて、学校のカメラ、民間のカメラ両方を活用してまち全体をカバーする公民連携の全体像が見える書きぶりにしていただきたい。 ・ カメラに依存するだけでは課題が解決しないので、地域の防犯力を同時に高める必要がある。地域の住民が連携できるように、地域防犯課と教育委員会が連携する行政の取組が必要であるという意見があった。アクションプランには、同時に地域の防犯力を高めていくという記載を強調する必要がある。 ・ 33ページの住民自治、地域行政は総合計画の基盤となるところである。踏み込んで書いていただいているが、平成28年度から検討が始まったので、まだ具体の記載ができないという見解があった。 ・ 自治体内分権に合わせた支所機能の充実という意見があったが、縦割りの法律を遂行していくものと、住民の自治に合わせた、自治力を高める地域行政の在り方という文脈の中での記載が必要という意見があった。 ・ 社会教育も含めた教育コミュニティー、地域福祉の福祉コミュニティーの在り方と地域づくりの関連性を強調しても良いという意見があった。

- ・ 16番の共生に関しては、人権を広く捉えていくという意見があったので、その点での点検等が必要である。
- ・ 男女共同参画における性的役割分業の課題を押さえておくことと、多文化共生の子供の人権、子供の教育がこれから課題になってくるという意見があった。
- ・ 「差別解消法」の関連は、あえてそこまで記載しないという見解であったが、これは人権のベースになり、障害福祉が社会モデルになっているので、その記載を、この項の中でも書くかどうかについての検討が最後に必要であるという意見があった。
- ・ 生活支援のDVに関しては、就労支援も含めた対応をお願いしたいという意見があった。
- ・ 6番、子供・子育て、7番、学校教育、8番、青少年育成は、各論を言う前に、全部連なっているように見受けられた。地域での子育て、学校、その基盤である福祉、生活、そこが0歳から18歳までトータルにどうなるかという鳥瞰が必要である。三つの部局にまたがっているので、一度さらえて、漏れない一貫性のある記載が必要であるという意見があった。
- ・ 子供・子育てに関しては、保育士の確保だけでなく、保育士自身のワーク・ライフ・バランスに配慮した配置などの丹念な表現が必要であるという意見があった。
- ・ 家庭総合支援拠点は、児童相談所のミニ版ではなく、虐待の前段で生活支援の機能を持てるのが課題となる。そのときには、学校のソーシャルワーカーも含めたソーシャルワーク機能が必要であるので、もう少し丹念に書いていただきたいという意見があった。
- ・ 高校生の居場所は、8番とも関連するので、中学生、高校生の問題が大きいことの背景の認識と親力を含めどこかで記載する必要があるという意見があった。
- ・ 学校教育では、学校施設を学校と地域が連携して、子供の居場所として活用できないかという意見があった。教育格差の是正、シチズンシップ教育のベースとなる考え方の検討、教員の負担のことを自治体の中で、どう考えているかという意見があった。
- ・ 青少年育成に関しては、留守家庭児童育成の指導員の確保が問題であるという意見が出された。民営化のなかで、西宮ならではの質の保障を目指すことも考えられるという意見があった。
- ・ 18歳、19歳の問題を、いずれかの取組で対応する必要がある。大人になっていく端境期での、はざまの問題として課題であるという意見があった。
- ・ 33番の住民自治・地域行政では、拠点の問題が大きいという指摘があった。ハード面の拠点整備より、自治を育成する拠点整備として、まちづくり、地域福祉などの共生型拠点が必要であり、トータルな地域のまちづくりに資する拠点という記載をどこかで押さえていただきたいという意見があった。
- ・ これで審議を終わる。

事務局	<p>3 その他 (次回審議会について連絡 第2部会:10月1日(水)午後3時～)</p> <p>4 閉会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
-----	---